

# 青山学院中等部緑窓会会則

(名称)

第1条 本会は、青山学院中等部緑窓会と称し、社団法人青山学院校友会中等部会として青山学院校友会の組織の一部をなす。

(所在)

第2条 本会の所在地は、東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号青山学院内とする。

(目的)

第3条 本会は、青山学院の建学の精神に基づき、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う

- ① 会報の発行
- ② 親睦会等の開催
- ③ 名簿の管理
- ④ 「緑窓会の日」の開催
- ⑤ その他目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、次の通りとする

- ① 普通会員: 青山学院中等部及び高中部(中等部)卒業生
- ② 名誉会員: 青山学院中等部及び高中部(中等部)現旧教職員
- ③ 準会員: 一時期在学した者で会員の推挙を受け役員会の承認を得た者

(役員)

第6条 本会に、議決権を有する次の役員をおく。ただし、名誉会長は議決権を持たない。

- ① 名誉会長 1名  
青山学院高中部中等部長は本会の名誉会長となる。
- ② 会長 1名

会を代表して会務を統括し、役員会、運営委員会及び必要に応じその他会議を招集する。

- ③副会長 若干名  
会長を補佐し、本会の運営事務を統括する。  
会長に事故あるときは、職務執行の代行を行う。
- ④会計 2名  
本会の会計事務を行う。
- ⑤期幹事 各期2名  
役員会に会員の意見を反映させると共に、役員会の決定事項に基づき会員の取り纏めを行う。ただし、各期の事情により役員会への出席は3～4名となることも容認されるが、議決権は2名迄とする。
- ⑥運営委員会 10名以内  
会報の編集、名簿の管理その他会長より委嘱された本会の運営事務を行う。
- ⑦監事 2名  
本会の会計監査の任にあたる。
- ⑧校友会代議員  
青山学院校友会会則により本会を代表して同代議員会(総会)に出席する。
- ⑨校友会常任委員  
青山学院校友会会則により本会を代表して常任委員会に出席する。
- ⑩本会に顧問若干名をおくことができる。

#### (役員を選任)

第7条 役員は、次の方法により普通会員の中より選出される。

- ①会長、副会長:改選前年の第2回定例役員会において、会長は自薦・他薦候補者を募る旨告知するとともに、校友会代議員、運営委員から成る役員推薦委員会(10名以内)の設置を決定のうえ役員推薦委員会において候補者を選出し、改選年度第1回定例役員会にて決定する。  
会長、副会長が任期途中で退任した場合についても(副会長が複数名の場合で会長がその補充を必要と認めた場合を含む)、同様とし、役員推薦委員会において候補者を選出し、可及的速やかに役員会にて決定する。
- ②会計:会長がこれを推薦し、役員会において決定する。
- ③期幹事:各期の普通会員の合意により任用され、役員会において承認する。
- ④運営委員:会長が推薦し、役員会において報告・確定する。
- ⑤監事:役員会において選出する。
- ⑥校友会代議員:①項会長、副会長同様、12月開催の定例役員会にて承認を受けた役員推薦委員会において選出し、青山学院校友会会則に則り決定する。

- ⑦ 校友会常任委員：⑥項に同じく、12月開催の定例役員会にて承認を受けた役員推薦委員会において選出し、青山学院校友会会則に則り決定する。
- ⑧ 顧問：会長の推薦により役員会において選出する。
- ⑨ 会長、副会長は会計を兼務することはできない。また、監事は、総ての役職を兼ねてはならない。

#### （役員任期）

第8条 役員任期は、次の通りとする

- ① 役員任期は、5月開催の定例役員会において承認された日から翌々年の5月開催の定例役員会の日までの2年間とし、再任を妨げない。ただし、会長・副会長の任期は、1期2年で3期を越えることはできない。校友会代議員は青山学院校友会会則に則る。
- ② 任期中に交替した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- ③ 役員は、任期満了後、後任が選出されるまではその任にあたるものとする。
- ④ 役員は、6月30日時点で満75歳を超えては選出されないこととする。ただし、本規則は期幹事には適用しないものとする。

#### （役員会）

第9条 全役員は、役員会を組織し、本会運営の基本事項を決定する。

- 2. 会長は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に定例役員会を招集し、会務報告、前年度会計報告、役員選任等について承認を得るものとする。
- 3. 会長は、毎会計年度開始2ヶ月以上前に定例役員会を招集し、翌年度事業計画、予算及び翌年度開催の緑窓会の日計画等について承認を得るものとする。
- 4. 役員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5. 役員会の議決は、第19条本会則の改正及び第15条③項の改正を除き出席役員の議決権の過半数をもって行い、賛否同数のときは議長がこれを決定する。尚、欠席役員は委任状の提出をもって出席とすることが出来、若しくは代理人出席もこれを認める。
- 6. 役員会にて承認を受ける案件のうち、会計及び重要人事については承認取得後遅滞なく緑窓会報またはホームページに掲載し、全役員および全会員に報告するものとする。  
また、役員会終了後「議事録」を作成し、ホームページに掲載するものとする。

(書面決議)

第10条 本会則第9条(役員会)の規程に関わらず、会長が特殊事情(自然災害、感染症拡散等)により役員が出席する定例役員会を第9条2項および3項規定の期限内に開催できないと判断した場合は、運営委員との協議を経て役員会を開催せず、書面決議を以て決議を行うことができるものとする。

その場合、議案および資料等を役員あて郵送あるいはメール配信のうえ、議案毎の賛否につき「議決権行使書」の返送あるいはメール等の電子媒体にて回答を求めるとし、規定の期限内に決議を行うものとする。

ただし、事由が期限内に解消できていない場合、あるいは期限内に解消できないことが予想される場合は、会長および運営委員による判断に基づき規定の期限以降の適切な時期に役員が出席する定例役員会を開催、あるいは書面決議を行うことができるものとする。

また、書面決議の場合においても、賛否の結果は役員会「議事録」同様、ホームページに掲載し、全役員および全会員あて報告するものとする。

(臨時役員会)

第11条 会長は、必要に応じ臨時役員会を召集することができる。もしくは、役員の一以上の三分の一以上の請求があった場合は、二ヶ月以内に臨時役員会を召集しなければならない。

(総会)

第12条 総会は、必要がある場合には会長が役員会の議を経て随時これを召集することができる。

2. 会員は、200名以上の署名と会議の目的たる事項及び召集を必要とする理由を記載した書面を会長に提出して、総会の招集を請求することができる。
3. 前項の請求があったときは、会長は役員会の議決を経て2ヶ月以内に総会を招集する手続きをしなければならない。
4. 総会は、普通会员の200名以上の出席によって成立し、議決は出席した普通会员の議決権の過半数をもって定める。賛否同数の場合は議長の決するところによる。欠席の普通会员は委任状の提出をもって出席とすることができる。
5. 出席した普通会员の議決権の三分の二以上の多数をもって役員会と異なる議決がなされた場合は、役員会はこれに従わなければならない。

(運営委員会)

第13条 正副会長、会計及び運営委員は、運営委員会を組織し、役員会で定めた運営方針に基づき会の運営にあたる。

(会計)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第15条 普通会員及び準会員は、次の会費を納めるものとする。

- ① 入会金 3,000円:入会時に納入する。
- ② 維持会費 2,000円:2019年度(2019年4月～2020年3月)までは2年間で2,000円とし、2020年度以降は2年間で3,000円とする。2年に1度納入する。  
卒業と同時に普通会員となる中等部卒業生は、入会金3,000円とともに大学卒業時相当年齢に到達するまでの維持会費相当を中等部経由(代理徴収)入会金とともに卒業時に一括納入するものとする。ただし、維持会費相当の金額は、本条2項の規定に関わらず、中等部と協議のうえ別途取り決めるものとする。
- ③ 会長は役員会の三分の二以上の承認を得た場合は、臨時会費を徴収することができる。
- ④ 既納会費の払い戻しは行わない。

(寄付)

第16条 本会に寄付の申し出があるときは、会長の承認を得てこれを受理する。

(慶弔)

第17条 本会の慶弔規程を次の様に定める

- ① 以下に規定した者が死亡したときは生花1基を贈るものとする。
  - イ. 会長・副会長
  - ロ. 中等部専任教諭(退職者も含む)
  - ハ. 学校関係者(理事長、院長、高中部中等部長、高中部中等部教頭校友会関係者(会長、副会長))
- ② 本規定にない場合、若しくは規定の運用に疑義が生じた場合、その他校友会の構成部会として必要と思われる慶弔金は総て会長の判断によるものとする。会長不在の場合で緊急を要する場合は、副会長の判断によるものとする。

(交通費の支給)

第18条 役員及び委員が本会の会務遂行のために要する交通費は、毎年度予算に計上し、第2条記載の本会の所在地を基点としてその実費を支給する。

(本会則の改正)

第19条 本会則の改正は、役員会において出席役員の三分の二以上の承認により成立する。

② 第10条(書面決議)に基づき書面決議を行った場合も同様、回答議決権の三分の二以上の賛成により成立する。

附 則

- 附則1. 本会則は 1950 年 4 月 1 日より施行される。
- 附則2. 本会則は 1991 年 7 月 13 日改正、同日より施行する。
- 附則3. 本会則は 2004 年 3 月 27 日改訂、2004 年 4 月 1 日より施行する。
- 附則4. 本会則は 2006 年 3 月 25 日改訂、2006 年 4 月 1 日より施行する。
- 附則5. 本会則は 2010 年 5 月 22 日改訂、同日より施行する。
- 附則6. 本会則は 2010 年 12 月 11 日改訂、同日より施行する。
- 附則7. 本会則は 2018 年 5 月 19 日改訂、同日より施行する。
- 附則8. 本会則は 2018 年 12 月 1 日改訂、同日より施行する。
- 附則9. 本会則は 2019 年 12 月 7 日改訂、同日より施行する。
- 附則10. 本会則は 2020 年 11 月 28 日改訂、同日より施行する。